

下古山土地区画整理地内の町名・地番が変わります。



下古山(一丁目)・二丁目、
文教(一丁目)・二丁目が誕生

新町名地番は平成22年7月31日から

下古山土地区画整理事業は、良好な住環境の整備を目的として、昭和55年に旧石橋町において事業に着手しました。以来、関係者の皆様のご理解ご協力により、物件移転や公共施設等の工事も完了したことから、平成22年7月30日に土地区画整理法に基づく換地処分を行います。この換地処分の翌日(7月31日)から町名・地番が新しいものになります(事業隣接の一部区域を含みます)。

下古山土地区画整理事業

○施行面積 60・4 ha

○総事業費 62億2千万円

○補助事業費 25億4百万円

○単独事業費 37億1千6百万円

○建物移転 224戸

区域内にお住まいの皆様へ

町名地番が変更されると、皆様の住所・本籍及び土地・建物の所在が新しい表示になります。市で取り扱っている公簿類(住民基本台帳、戸籍簿、印鑑登録などの公の書類)は市で書き換えますので、手続きの必要はありませんが、運転免許証など各種届け出されている書類等については、7月31日以降に皆様ご自身で住所変更などの手続きが必要となります。地権者の方については、換地処分通知に同封しました「新町名・地番と主な住所変更手続き一覧」をご覧ください。地権者以外の区域内の世帯には、後日パンフレットを配付いたします。また、内容については市ホームページでもご覧いただけます。

問い合わせ先

区画整理課
☎(48) 2115